

住宅宿泊事業に係る条例改正のお知らせ

大阪市保健所環境衛生監視課

「大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」が改正され、
届出の際に消防法令適合通知書を提出することが義務化されました。

施行日：令和2年4月1日

○大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（抜粋）

第5条 届出予定者は、届出をする際、住宅宿泊事業を営もうとする住宅が消防法その他の消防関係法令に適合していることを証する書面として市規則で定めるもの（以下「消防法令適合通知書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、法第3条第4項の規定による変更の届出（同条第2項第7号に掲げる事項（住宅宿泊事業法施行規則第4条第3項第8号から第10号までのいずれかに掲げる事項に限る。）の変更に係るものに限る。以下「変更届」という。）をする際、当該変更届に係る住宅に係る消防法令適合通知書を市長に提出しなければならない。

○消防法令適合通知書について

住宅宿泊事業の届出の際は、消防署が交付する消防法令適合通知書を添付してください。

また、既に住宅宿泊事業を行っている方も、届出住宅について次の事項を変更する場合は、変更届出書に消防法令適合通知書を添付してください。

- ア 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舍の別
- イ 住宅の規模
- ウ 住宅に人を宿泊させる間、届出者が不在（法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める不在を除く。）とならない場合においては、その旨

【問合わせ先】

- 住宅宿泊事業の届出に係る届出書類について
大阪市保健所環境衛生監視課 TEL 06-6647-0692
- 消防法令適合通知書の交付申請について
届出住宅の所在地を管轄する消防署（予防担当）

<https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000018935.html>

